

タイトル「**2023年度危機管理学部(公開用)**」、フォルダ「**実務経験のある教員による科目**」
 シラバスの詳細は以下となります。

 戻る

科目ナンバー	RMGT2323		
科目名	行政法と行政過程Ⅲ		
担当教員	鈴木 秀洋		
対象学年	3年,4年	開講学期	前期
曜日・時限	水 4		
講義室	1308	単位区分	選必
授業形態	講義	単位数	2
科目大分類	専門		
科目中分類	専門基幹		
科目小分類	専門・基礎		
科目の位置付け（開発能力）	<p>■ D P コード-学修のゴールを示すディプロマポリシーとの関連 DP1-E 〔学識・専門技能〕 専門分野にかかる理論知と実践知を獲得し利用することができる DP3-H 〔論理的思考力・批判的思考力〕 理路整然とした思考を備えつつ、問題・課題を合理的に解決することができる。 DP4-I 〔理解力・分析力〕 文章表現、数値データを適切に扱いつつ、情報の収集と取捨選択、分析と加工を有効かつ円滑に行い、課題の解決につなげることができる。</p> <p>■ C R コード-学修を通じて開発するマインドセット・ナレッジ・スキルを示すコモンループリック（C R）との関連 E1 学識・専門技能 (50%) H1 批判的思考力・論理的思考力 (25%) I1 理解力・分析力 (25%)</p>		
教員の実務経験	<p>東京23区において、20年以上公務員として、法務、人事、監査、秘書（総務課長補佐）、危機管理課長、男女（ジェンダー）課長、児童福祉（子ども家庭支援センター所長）等の実務経験がある。</p> <p>担当教員の実務経験を踏まえて理論と事務を架橋する講義を行う。実務経験を踏まえた具体的な事案の提示等はすべての授業会において行う（1回目から15回）。</p>		
成績ターゲット区分	<p>■成績ターゲット 2 進行期～3 発展期</p>		
科目概要・キーワード	<p>行政活動によって不利益を受けた国民が、救済を求めるための手段及び当該手段を利用して実際に救済を受けるための要件について身に付ける（行政救済論）。</p> <p>具体的には、行政法と行政過程Ⅰ、行政法と行政過程Ⅱを踏まえ、行政機関自体による事後救済を定める行政不服審査法、裁判所による事後救済を定める行政事件訴訟法、国家賠償法等についての基礎的知識の確認を行いつつ、できるだけ多くの事例・判例をとりあげて、知識の定着を図る。事例・判例を学ぶことで、原告及び被告の双方の立場からの法的思考力を養う。環境問題、原発に係る紛争、建築紛争・都市計画に係る紛争、児童虐待、DV等様々な紛争に係る判決文を読み、その論理・考え方を辿ることで、社会におけるリスクに対する向き合い方、法的解決の仕方を身に付けることができる。</p> <p>なお、別科目「地方自治と法」とは密接に関連する。</p> <p>【キーワード】処分、原告適格、狭義の訴えの利益、被告適格、違法性、公権力の行使、職務を行うについて、過失、設置又は管理に瑕疵、国家賠償、損失補償、行政不服審査法、行政事件訴訟法</p> <p>授業形態は（講義・実技・実習・演習）形式により行います。なお、対応するコンピテンスに基づき効果的な授業方法として、又は各授業を補完・代替するためオンライン授業を一部取り入れる場合があります。</p>		

授業の趣旨	<p>■副題 様々な行政救済制度を使いこなせるようになる。</p> <p>■授業の目的 行政法は、具体的イメージが湧きにくいと言われる。しかし、実際は「ゆりかごから墓場まで」、私達の日々の生活は行政（法）と多く関わっている。 行政現場では、絶えず新たな課題が発生し、紛争等に発展している。具体的事例を多数紹介し、国民・行政・裁判所のそれぞれの立場から多角的検討を行い理論と実務を架橋することを授業の目的とする。基本知識を身に付け、国民の権利利益の実現のために、国民生活のリスクを減らし、社会を良くするために、学んだ知識をどのように使えるのか、授業中にも頭に汗をかいてほしい。実社会に出たときに使える行政法の授業を行う。</p> <p>訴訟を学ぶことで、行政主体・組織が実際に、どのような手法で様々なリスクに対して、規制・保護・育成等を行い、国民・住民の権利利益を守っているか（又は守れなかったか）がわかり、現在又は将来のリスクに対して、自分の頭で具体的な解決手法を身に付けることができるようになる。このための基本知識を身に付け、それを現実の実社会の総合的な問題解決につなげるためのいくつかの手法を身に付けるのがこの授業の目的である。</p> <p>■授業のポイント 具体的な事例をもとに、自らが住民・国民だったら、行政だったらと考えることで救済制度を使いこなすことができるようになる。</p>								
総合到達目標	<p>■一般目標 行政救済制度を修得する。</p> <p>■個別行動目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取消訴訟制度を説明できる（3回～6回） ・取消訴訟制度以外の抗告訴訟等を説明できる（7回） ・義務付けの訴えと仮の義務付け制度を説明できる（8回） ・当事者訴訟、住民訴訟制度を説明できる（9回・10回） ・国家賠償法制度を説明できる（11回・12回） ・救済制度の比較を説明できる（13回～15回） 								
成績評価方法	<p>適用ルーブリック E1(50%)、H1(25%)、I1(25%)、 成績評価手段 ①リアクションペーパーを総合考慮して行う。 (評価の視点) 過去の講義内容についての正確な知識及びその知識を基にした思考ができるかで評価します。 (フィードバックの方法) 授業内に解説を実施します。</p>								
履修条件	特になし（行政実務での行政法理解の必要性を理解し、積極的に授業参加する者を望む。）教科書を使用します。								
履修上の注意点	レジメ等を配付する形式ではなく、指定教科書3冊を使って講義します。（前期・後期。行政法 I～III）								
授業内容	<table border="1" data-bbox="464 1367 1494 2160"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 1367 504 1432">回</th><th data-bbox="504 1367 1494 1432">内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 1432 504 1724">1</td><td data-bbox="504 1432 1494 1724"> ①授業テーマ ガイダンス／行政救済制度概観 ②授業概要 国民の権利救済の観点から行政における様々な制度・運用を教員の実務経験を踏まえて紹介し、どのような行政活動に対してどのような争い方・権利救済制度があるのか（例えば、処分取消訴訟か国家賠償か住民訴訟かなど）、そのメリット・デメリットについて概観できるようになる（E1、H1、I1。以下15回同様）。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：事前提示資料を読んでおくこと（権利侵害があった場合の救済制度・手法について挙げられるようにしておくこと）。 ④復習120分：行政救済制度を図にまとめてみる。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="464 1724 504 1971">2</td><td data-bbox="504 1724 1494 1971"> ①授業テーマ 時間軸・法改正の経緯から理解する国民の権利救済制度 ②授業概要 平成14年改正住民訴訟制度、平成16年改正行政事件訴訟法、平成27年改正行政不服審査法について改正の方向性・課題・展望について押さえる。法制度の改正経緯を辿ることで制度変遷について説明できるようになる(E1,H1,I1)。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：教科書該当部分を読む。 ④復習120分：レジメをまとめる。再度教科書を読む。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="464 1971 504 2160">3</td><td data-bbox="504 1971 1494 2160"> ①授業テーマ 取消訴訟の訴訟要件1（「处分性」） ②授業概要 「处分性」の要件の説明とこの要件が問題となった判決について、複数検討することで、处分性について説明できるようになる(E1,H1,I1)。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：处分性とは何かについて、最判昭和39年10月29日判決（民集18巻8号 </td></tr> </tbody> </table>	回	内容	1	①授業テーマ ガイダンス／行政救済制度概観 ②授業概要 国民の権利救済の観点から行政における様々な制度・運用を教員の実務経験を踏まえて紹介し、どのような行政活動に対してどのような争い方・権利救済制度があるのか（例えば、処分取消訴訟か国家賠償か住民訴訟かなど）、そのメリット・デメリットについて概観できるようになる（E1、H1、I1。以下15回同様）。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：事前提示資料を読んでおくこと（権利侵害があった場合の救済制度・手法について挙げられるようにしておくこと）。 ④復習120分：行政救済制度を図にまとめてみる。	2	①授業テーマ 時間軸・法改正の経緯から理解する国民の権利救済制度 ②授業概要 平成14年改正住民訴訟制度、平成16年改正行政事件訴訟法、平成27年改正行政不服審査法について改正の方向性・課題・展望について押さえる。法制度の改正経緯を辿ることで制度変遷について説明できるようになる(E1,H1,I1)。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：教科書該当部分を読む。 ④復習120分：レジメをまとめる。再度教科書を読む。	3	①授業テーマ 取消訴訟の訴訟要件1（「处分性」） ②授業概要 「处分性」の要件の説明とこの要件が問題となった判決について、複数検討することで、处分性について説明できるようになる(E1,H1,I1)。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：处分性とは何かについて、最判昭和39年10月29日判決（民集18巻8号
	回	内容							
	1	①授業テーマ ガイダンス／行政救済制度概観 ②授業概要 国民の権利救済の観点から行政における様々な制度・運用を教員の実務経験を踏まえて紹介し、どのような行政活動に対してどのような争い方・権利救済制度があるのか（例えば、処分取消訴訟か国家賠償か住民訴訟かなど）、そのメリット・デメリットについて概観できるようになる（E1、H1、I1。以下15回同様）。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：事前提示資料を読んでおくこと（権利侵害があった場合の救済制度・手法について挙げられるようにしておくこと）。 ④復習120分：行政救済制度を図にまとめてみる。							
	2	①授業テーマ 時間軸・法改正の経緯から理解する国民の権利救済制度 ②授業概要 平成14年改正住民訴訟制度、平成16年改正行政事件訴訟法、平成27年改正行政不服審査法について改正の方向性・課題・展望について押さえる。法制度の改正経緯を辿ることで制度変遷について説明できるようになる(E1,H1,I1)。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：教科書該当部分を読む。 ④復習120分：レジメをまとめる。再度教科書を読む。							
3	①授業テーマ 取消訴訟の訴訟要件1（「处分性」） ②授業概要 「处分性」の要件の説明とこの要件が問題となった判決について、複数検討することで、处分性について説明できるようになる(E1,H1,I1)。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：处分性とは何かについて、最判昭和39年10月29日判決（民集18巻8号								

	<p>1809号・判時395号20頁)の要旨を押さえておくこと。教科書該当部分を読む。</p> <p>④復習120分：処分性を肯定・否定した代表的な判例についてまとめておくこと。再度教科書を読む。</p>
4	<p>①授業テーマ 取消訴訟の訴訟要件 2 (「原告適格」)</p> <p>②授業概要 「原告適格」の説明をし、この要件が問題となった判決について、複数検討することで、原告適格について説明できるようになる(E1,H1,I1)。平成16年行政事件訴訟法改正についても説明できるようになる。(E1,H1,I1) (教員の実務経験を踏まえて)</p> <p>③予習120分：行政事件訴訟法9条を読みこんでおく。教科書該当箇所を読んでおく。</p> <p>④復習120分：講義を踏まえ、原告適格を肯定・否定した代表的な判例についてまとめておくこと。再度教科書を読む。</p>
5	<p>①授業テーマ 取消訴訟の訴訟要件 3 (「处分性・原告適格」以外の訴訟要件)</p> <p>②授業概要 「处分性・原告適格」以外の訴訟要件として、特に狭義の訴えの利益や被告適格を中心に判決について、複数検討することで、訴訟要件について説明できるようになる(E1,H1,I1)。平成16年行政事件訴訟法改正についても説明できるようになる(E1,H1,I1)。 (教員の実務経験を踏まえて)</p> <p>③予習120分：行政事件訴訟法9条1項かつこ書、11条その他訴訟要件について定める条文を読む。教科書該当箇所を読む。</p> <p>④復習120分：取消訴訟の訴訟要件全体をまとめておく。再度教科書を読む。</p>
6	<p>①授業テーマ 取消訴訟における本案審理等</p> <p>②授業概要 取消訴訟における本案審理について民事訴訟法との関係が説明できるようになる。①訴訟主体として裁判所・原告・被告の三者の役割、②審理過程の諸問題、③審理の方法、④立証責任、⑤文書提出命令、⑥主張制限等についてポイントを絞った解説を行うとともに訴訟の終了についても解説を行うことで、手続全体を説明できるようになる。</p> <p>審理過程を理解するためには、どのような事実主張に基づきどのような認定がなされるのかという事実認定について押さえておく必要があり、この授業では裁判における事実認定についても実際の裁判事例を題材に講義を行い、説明ができるようになる(E1,H1,I1)。 (教員の実務経験を踏まえて)</p> <p>なお仮の救済制度としての執行停止制度については第9回で扱う。</p> <p>③予習120分：教科書該当箇所を読む。さらに民事訴訟法の基本原則として处分権主義と弁論主義について概念を押さえておく。</p> <p>④復習120分：講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。</p>
7	<p>①授業テーマ 取消訴訟以外の抗告訴訟制度について無効等確認訴訟及び不作為の違法確認訴訟</p> <p>②授業概要 ①無効等確認訴訟、②不作為の違法確認訴訟、③義務付けの訴え、④差止訴訟について、それぞれの制度の要件と効果について、具体的な事案を挙げて解説できるようになる(E1,H1,I1)。特に③④については平成16年改正行政事件訴訟法時導入の意義について説明できるようになる(E1,H1,I1)。 (教員の実務経験を踏まえて)</p> <p>③予習120分：上記4つの制度の概要を条文を読んで押さえておく。教科書該当箇所を読んでおく。</p> <p>④復習120分：抗告訴訟について、講義を踏まえノートにまとめる又は再度教科書を読む。</p>
8	<p>①授業テーマ [事例研究]義務付けの訴えと仮の義務付け</p> <p>②授業概要 義務付けの訴え及び仮の義務付けが必要となる事例を検討する。ここで、執行停止制度についても触れ、比較を行うことで仮の救済制度について説明できるようになる(E1,H1,I1)。 (教員の実務経験を踏まえて)</p> <p>③予習120分：事前配布レジメを確認しておく。判例六法で義務付け訴訟の要件・具体的な事案等を押さえておく。</p> <p>④復習120分：仮の救済制度について、講義を踏まえてノートにまとめる又は再度教科書を読む。</p>
9	<p>①授業テーマ 当事者訴訟</p> <p>②授業概要 当事者訴訟について、抗告訴訟との違いを踏まえて具体的な事案について検討することで当事者訴訟について説明できるようになる(行政事件訴訟法は、①当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの(形式的当事者訴訟)と②公法上の法律関係に関する訴訟(実質的当事者訴訟)との2つを定めている。16年改正行政事件訴訟法では後者②の活用が国民の権利利益の救済を図る上で有効であることを示すためにあえて確認的規定を挿入しており、その意義を踏まえたうえでなお未整理な部分(判例法の形成が期待されるところ)についても理解を深める。) (E1,H1,I1) (教員の実務経験を踏まえて)</p> <p>③予習120分：教科書該当箇所を読んでおく。</p>

	<p>④復習120分：講義を踏まえて当事者訴訟のメリット・デメリットについてまとめる又は再度教科書を読む。</p>
10	<p>①授業テーマ 客観訴訟 ②授業概要 住民訴訟を中心に説明を行う。前置としての住民監査請求制度との要件の違いについて復習を行う。1号～4号の説明を行うとともに、4号訴訟を中心に要件を押さえた上で、事例検討を行う。この講義により客観訴訟について説明できるようになる(E1,H1,I1)。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：配付レジメ及び教科書該当箇所を読む。 ④復習120分：講義を踏まえて住民訴訟のメリット・デメリットについてまとめる又は再度教科書を読む。</p>
11	<p>①授業テーマ 国家補償制度について（国家賠償制度と損失補償制度） ②授業概要 国家賠償制度と損失補償制度について説明をした上で、特に学校・保育事故等の具体的な事例をもとに国家賠償法1条の要件（国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員・職務を行うについて・故意又は過失・違法に・他人に損害）を詳細に検討することで制度理解ができるようになる。同条1項と2項（求償条項）との関係についても解説できるようになる(E1,H1,I1)。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：判例六法で国家賠償法1条の箇所及び損失補償が問題となった事例を読んでおく。教科書該当箇所を読む。 ④復習120分：講義を踏まえて国家補償制度についてまとめる又は再度教科書を読む。</p>
12	<p>①授業テーマ 国家賠償法2条について ②授業概要 国家賠償法2条（道路・河川その他の公の营造物の設置又は管理の瑕疵について）について具体的な事例をもとに要件の検討を行うことで2条の説明ができるようになる(E1,H1,I1)。また、同1条と同2条との適用関係について、重複的に問題となり得るプール事故等を題材に解説を行うことで他の紛争にも応用できるようになる(E1,H1,I1)。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：国家賠償法2条を読んでおく。教科書該当箇所を読む。 ④復習120分：講義を踏まえて国家賠償法2条についてまとめる又は再度教科書を読む。</p>
13	<p>①授業テーマ 行政事件訴訟法と国家賠償法の比較（利用のメリット・デメリット）について ②授業概要 行政事件訴訟法と国家賠償法の比較（利用のメリット・デメリット）について検討する。特に「違法性」要件について比較検討・説明を行うことで、両制度の共通点・相違点を説明できるようになる(E1,H1,I1)。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：教科書該当箇所を読んでおく。これまでの講義の復習 ④復習120分：行政事件訴訟法と国家賠償法について比較してまとめておく又は再度教科書を読む。</p>
14	<p>①授業テーマ 行政救済制度総復習 ②授業概要 国民の権利救済の実効性確保の観点から、これまでの13回の講義の総復習を行うことで、行政救済に係る法制度の射程・理解が確実となり、説明できるようになる(E1,H1,I1)。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：これまでの授業の復習 ④復習120分：小テスト及び講義で触れた条文・判例の復習をする。教科書該当部分を読む。</p>
15	<p>①授業テーマ 行政法全体の総合復習（現代の課題と今後の展望） ②授業概要 今現在生じている様々な現代的な現在進行形のリスク・紛争（環境問題、建築・都市計画の問題、親密圏の暴力の問題等様々な危機）事案について、これまでの知識・思考法を総動員して、法的解決法を提言できるようになる(E1,H1,I1)。（教員の実務経験を踏まえて） ③予習120分：これまでの授業の復習 ④復習120分：行政法I・II・IIIの講義ノート及び教科書を読む。</p>
関連科目	行政法と行政過程I(RMGT2323)、行政法と行政過程II(RMGT2322)、地方自治と法(RMGT2361)
教科書	①鈴木秀洋(2021)『(改訂)自治体職員のための行政救済実務ハンドブック』(第一法規) ISBN978-4-474-07383-8、②鈴木秀洋(2020)『行政法の羅針盤』(成文堂) ISBN978-4-7923-0667-0、③鈴木秀洋(2021)『虐待・DV・性被害・災害等から市民を守る社会的弱者にしない自治体法務』(第一法規) ISBN978-4-474-07165-0 上記三冊とも行政法I・II・III、地方自治法、災害と法、危機管理特殊講義の各科目教科書として使用します。授業は教科書を使用して行います。

参考書・参考URL	桜井敬子・橋本博之『行政法（〇版）』弘文堂、宇賀克也『行政法概説I（第〇版）』（有斐閣）、宇賀克也『行政法（第〇版）』（有斐閣）、『行政法の争点（第〇版）』（有斐閣）、高橋滋・鈴木秀洋『これからの中の自治体職員のための実践コンプライアンス』（第一法規）※〇年は講義年の最新版
連絡先・オフィスアワー	■連絡先 開講時に告知します。 ■オフィスアワー 掲示板にてお知らせします。メールにて事前にアポイントメントをとってください。
研究比率	■危機管理領域との対応 災害マネジメント20%、パブリックセキュリティ60%、情報セキュリティ20% ■危機管理学と法学とのバランス 危機管理学20% 法学80%

戻る